

司法修習生に対する給付型の経済的支援の実施に関する意見書

我が国の司法制度において法曹となるためには、司法試験に合格後、1年間の司法修習を終えることが必要とされている。司法修習生は修習期間中、全力を修習のために用いてこれに専念すべきであるとして、修習専念義務を負い、原則として兼職・兼業が禁止される。そのため、司法修習生に対しては、国庫から一定額の給与と各種手当を支給する給費制が実施されてきたものの、平成23年11月に廃止され、現在では国が修習資金を貸与する貸与制が実施されている。

しかしながら、司法修習生の中には、大学や法科大学院の奨学金の返済義務を負っている者も多く、それに加えて修習資金の貸与による負債を抱えることとなり、こうした重い経済的負担が、法曹志願者の減少や有為で多様な人材が法曹の道を断念する一因となっているとの指摘もされている。

また、本年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」においても、法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等を推進するとされており、司法修習生の待遇改善は喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、司法修習生の待遇改善を図るべく、給付型の経済的支援を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛（各 通）